

令和 5 年 6 月 15 日現在

機関番号：34504

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2018～2022

課題番号：18K01351

研究課題名（和文）債権執行における執行債務者の差押保護制度の改革

研究課題名（英文）Reform of the protection against the distress of an earned income of the debtor concerned in the execution of civil affairs.

研究代表者

内山 衛次（UCHIYAMA, Eiji）

関西学院大学・法学部・教授

研究者番号：80203553

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,500,000円

研究成果の概要（和文）：研究代表者は、執行債務者の申立てがなくとも、その生活保障の要請に応えるために、債務者の支払期受けるべき給料の4分の3に相当する額が一定の金額（差押禁止最小限度額）に満たないときは、その金額を差押禁止とする規定を民事執行法に導入すべきであることを提案した。その際に、すでに同様の規定をもつドイツ民事訴訟法の学説および判例を詳細に検討し、わが国でもこの規定を設定することは可能であることを論証した。

この規定が今まで立法化されてこなかった問題、例えば、債務者の給料の額およびその扶養権者の人数の調査を債務者の使用者にさせることなどは新たな規定の設定などにより解決が可能であることを明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

民事執行法153条1項による差押禁止範囲の変更は、従来から、債務者に適切な申立てをすることを期待できず、本来与えられるべき保護を実際には受けられないとの批判があった。

債務者保護のためには、その申立てがなくとも支払期に受けるべき給料の差押禁止額が一定額に満たないときは、その全額を差押禁止とすべきである。しかし、この制度の導入には問題があり、令和元年改正法では立法化されなかった。研究代表者は、ドイツ法に基づきこの規定の導入が可能であると論証した。この研究は、改正法案の審議で法務委員会が、諸外国における法制度を研究し、我が国における導入の是非につき検討するよう求めた附帯決議に応えるものである。

研究成果の概要（英文）：I have researched effective protection against the distress of an earned income of the debtor concerned in the execution of civil affairs. Especially I have insisted on the creation of the provision, that the distress of an earned salary of the debtor should be prohibited until it reaches a certain amount according to the number of his family members. Japanese law does not have such a provision. Therefore in execution of civil affairs the debtor must petition the executing court for partial or total rescission of the distress. This method imposes a significant burden on the debtor. German Code of Civil Procedure has the provision regarding the prohibition of distress up to a certain amount according to the number of family members of the debtor. I have researched the possibility of introduction of such provisions into the Civil Execution Law of Japan. This research has led me to the conclusion that it is possible to introduce such a provision into the Civil Execution Law of Japan.

研究分野：民事訴訟法

キーワード：執行債務者保護 給料債権の差押え 給料債権の差押禁止 債権執行

1. 研究開始当初の背景

研究の開始当初は、「民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律」(令和元年法律第2号)の制定に向けて、法制審議会民事執行法部会が審議を行っており、「民事執行法の改正に関する中間試案」(平成29年9月8日)および「民事執行法の改正に関する中間試案に関する補足説明」(平成29年9月)が公表されていた。

中間試案の第5の1では、本研究の中心問題である、債務者の申立てがなくとも債務者の生活保障の要請に応えるために、債務者の支払期に受けるべき給料の4分の3に相当する額が一定の金額に満たないときは、その全額を差押禁止とすべきであるかについて検討事項とされていた。

また、日本民事訴訟法学会は、平成30年5月20日に熊本大学で開催予定の第88回日本民事訴訟法学会において、「強制執行法制の改正問題」をテーマとするシンポジウム(司会 笠井正俊 京都大学教授)を実施することを決定しており、研究代表者も「債権執行における執行債務者の保護」について報告をし、強制執行法制の改正について学会での議論が予定されていた。

2. 研究の目的

研究の目的は、民事執行法が規定する債務者の給料債権の差押禁止制度が給料生活者である債務者の保護の制度としては不十分であり、改善が必要であることから、より実効性のある債務者保護のために新たな差押保護制度を構築することである。

とくに、民事執行法152条が一律に給料の4分の3を差押禁止とし、債務者の生活状況その他の事情から、債務者が差押禁止範囲を拡張したい場合に、給料債権の差押命令の送達を受けてから債権の取立てが可能となる1週間の経過前に(民執法旧155条1項)差押禁止範囲の変更を執行裁判所に申し立てなければならないとしていることは、結局、債務者に本来与えられるべき保護を実際には与えられない危険が大きい。また、民事執行法はこの金額までは絶対的に差押えが禁止される最小限度額を規定していないことから、債務者およびその扶養家族の生活が十分に保障されない状況にある。そこで、研究代表者は、債務者の申立てがなくとも、債務者およびその扶養家族の生活保障の要請に応えるため、債務者の支払期に受けるべき給料の4分の3に相当する額が一定の金額に満たないときは、その全額を差押禁止とする制度を設けることを研究の主たる目的とした。

3. 研究の方法

わが国における給料債権の差押禁止最小限度額の設定を考えるにあたり、ドイツ民事訴訟法(Zivilprozessordnung. 以下、ZPO)の規定を参考にした。それというのも、ZPOはわが国の民事訴訟法が範とした法典であり、またその850条以下に労働所得の差押制限について詳細な規定を設け、そこでは債務者およびその扶養家族の生活保障のために差押禁止最小限度額(ZPO850条c)を設けているからである。

わが国における差押禁止最小限度額の立法化を研究するにあたり、ZPOの規定の内容、学説や判例の見解は大いに役立った。とくに、差押禁止最小限度額の日本法への導入にあたり、法制審議会民事執行法部会で問題とされ、立法化が見送られた要因となった事項についてのZPOの対応はとても参考になった。

研究代表者は、ドイツ法の状況について理解を深めるために、令和元年8月にドイツ連邦共和国ボン大学民事訴訟法研究所で資料を収集し、また1995年から1997年まで当大学で在外研究をした際にご指導いただいたボン大学名誉教授のガウル先生から貴重なご意見をいただいた。

4. 研究成果

研究課題の中核をなす執行債務者の給料債権の差押禁止最小限度額の設定については、論文にまとめた。この論文「執行債務者の給料債権の保護 - ドイツ法を参考にして」は、池田辰夫先生古稀祝賀論文集『次世代民事司法の理論と実務』藤本利一ら編(法律文化社)に掲載されており、近く発売される。

(1) 給料債権の差押禁止最小限度額の立法化における問題点

給料債権の差押禁止最小限度額の設定に際して、主に3つの問題点が存在し、これらは令和元年の民事執行法の一部改正の審議においても指摘されていた(法制審議会民事執行法部会第9回部会資料9-2:平成29年6月30日〔PDF版〕2頁以下および同部会第16回部会資料16-2:平成30年2月23日〔PDF版〕2頁以下)。

研究代表者は、以下に記載するように、これらの問題は解決することが可能であり、その結果、わが国においても給料債権の差押禁止最小限度額を設定することは可能であるとの結論に至った。

差押禁止最小限度額の算定の問題

差押えが禁止される限度額である「一定の金額」が、債務者の給料の額およびその扶養家族の

人数に応じて決定されるとすれば、債権者が申立ての段階でそれらについて資料を取りそろえることは困難であるし、第三債務者である使用者に差押禁止範囲を算定させることは第三債務者に相当な負担を伴うことになることが問題とされた。

ドイツ法ではこの調査が使用者が行う。使用者は、差押禁止額算定のために必要な具体的な事情を執行裁判所および債権者よりもより簡易に、そしてより確実に取得できるからである。執行裁判所は、債務者の労働所得の額、支払時期および債務者の扶養義務から確定できる差押可能な労働所得の額を差押命令において具体的に示す必要はない。差押可能な労働所得額の算定は、ドイツ連邦司法・消費者保護省が毎年その年の7月1日以降の差押禁止限度額を公示する連邦官報に付録として添付された付表(Tabelle)により行われ、差押命令はこの付表の引用で足りる(ZP0850条c第5項3文)。このような差押命令は白地式命令(Blanketbeschluss)と呼ばれ、使用者は、自ら調査した事情に基づき、この付表から差押可能な労働所得の額を簡易に算定することができる。

使用者は、債務者の扶養義務の調査に際し、源泉徴収をするために必要な電子的源泉所得税課税指標(Elektronische LohnsteuerAbzugsMerkmale)、および債権者から提出される証明書(例えば、出生証明書、死亡証明書、婚姻証明書)である個人資料によることができる。使用者は、債務者がその扶養権者を実際に扶養しているかどうかを自ら調査する必要はない。しかし、使用者は、その者が債務者によって扶養されていないことを知っている場合は、自ら斟酌しなければならず、さらに、債権者から、扶養義務が実際には履行されていないことについて根拠のある手がかりないし指摘を受けたときは、適時に、債務者に質問して調査しなければならない。差押えの継続中に、例えば、新たな子の誕生、扶養義務の消滅などの変更が発生したときは、使用者は、これを知る限りで、自らの算定に含めなければならない。使用者は、かつて明らかになった債務者の扶養義務が現在も履行されているかどうかについて継続的に調査することを義務づけられない。使用者に事情の変更を指摘することは債権者または債務者のなすべきことである。

ドイツでは、使用者の保護のために、使用者は、債務者の扶養権者として斟酌される者の数について疑問がある場合、ZP0850条c第6項の準用により、執行裁判所に対して、差押命令を補充し、自らのために具体的な算定基準を表示することを申し立てることができる。また、使用者が差押可能部分の算定を間違い、債務者または債権者に対して過払いをした場合には、民法の債権譲渡の規定の準用により保護されうる。さらに、使用者は、給料債権の差押可能な部分に疑問がある場合、争いのある金額を供託することができるのであり、このような供託は勧められている。

わが国においても、給料債権の差押禁止額の算定は使用者が行うべきである。これにより、迅速な差押えを必要とする債権執行手続の機能が大きく低下することもない。使用者は債務者の扶養権者について調査しなければならない。わが国においても、使用者に過度な負担とならないように調査義務の範囲を明確にし、簡易に、そして信頼性をもって差押可能額が確定されなければならない。使用者は、税法上の年末調整関係資料である扶養控除等申告書および配偶者控除等申告書、保険関係資料である健康保険被扶養者(異動)届など、さらに給料の一部として配偶者手当および扶養家族手当が支給される場合の債務者の個人資料により調査することが義務づけられる。各資料の記載または資料の記載と使用者の認識が一致しない場合は、原則として、使用者は債務者に質問し、調査しなければならない。使用者は、債務者がその扶養権者を実際に扶養しているかどうかを自ら調査する必要はない。

わが国においても、使用者が債務者の扶養権者として斟酌される者の数について疑問があれば、執行裁判所に対して、人数を特定し、あるいは扶養権者として斟酌される者またはされない者の氏名を明示したうえで当初の差押命令を補充するよう申し立てることを認めるべきである。そのために、執行裁判所は、使用者の申立てにより、民事執行法152条1項に掲げる債権の差押命令を補充しなければならないという新たな規定が必要となる。執行裁判所は、債務者および関係者を審尋した上で、差押命令を補充する。使用者は、給料債権の差押可能な部分に疑問がある場合に供託することができる。この場合、債権者不確知(民494条2項)を理由とする供託と、民494条1項または同条2項を根拠条文とする執行供託との両方の性質をもつ供託(混合供託)として、給料債権の全額または差押えが生じうる部分に相当する額を供託することができる。

債務者の扶養権者に所得がある場合の問題

債務者の世帯に収入のある者が複数存在する場合、債務者の保護が必要以上に大きくなるという問題が発生する。

ドイツ法は、「債務者が法律上の義務に基づいて扶養する者が自己の所得を有するときは、執行裁判所は、債権者の申立てに基づいて、衡平な裁量に従い、労働所得のうち差し押さえることができない部分の計算において、この者を全部又は一部斟酌しない旨を定めることができる」(ZP0850条c第6項)と規定する。

債権者は、申立てにおいて、扶養権者を全部あるいは一部斟酌しないことを差押禁止額を示して求める必要はないが、執行裁判所の裁量裁判の基礎となる具体的な事実、すなわち、当該扶養権者、その生活需要、そして自己所得の額および種類の供述が必要となる。したがって、債権者

は債務者の扶養義務について情報を取得する必要がある、情報源として、債務者の財産開示 (ZP0802 条 f、同法 807 条)、および差押後に債務者が債権の行使に必要な報知を債権者に与える義務 (ZP0836 条 3 項) により行われる債務者の供述が挙げられる。

執行裁判所は、衡平な裁量により、債務者の扶養権者が斟酌されるかどうか、どの程度斟酌されるかについて裁判する。基準となるのは扶養権者の所得額であり、これが債務者の負担しなければならない扶養権者の生活需要を充足するかどうかである。立法者は、債務者の扶養権者が斟酌されないことになる自己所得の額を意識的に詳細に規定せず、これを判例に委ねた。判例は、衡平な裁量による裁判において、債権者および債務者並びに債務者に扶養される者の経済的な状況を考量しなければならず、その際に、ZP0850 条 c 第 1 項の差押禁止最小限度額および社会法上の社会扶助需要 (Sozialhilfebedarf) が手がかりになるとしている。

債務者の扶養権者が所得を有することにより、その者に対する債務者の扶養義務が全部斟酌されないならば、差押禁止額の算定においてその者は債務者の扶養権者から外れる。この場合、使用者は、付表から容易に差押可能額を調査することができる。これに対して、債務者の扶養権者の所得が、その者に対する扶養義務を一部斟酌させない場合、決定において差押禁止範囲をどのように定めるかは見解が分かれる。判例は、執行裁判所は差押禁止部分を金額ではなく、割合 (例えば、50%) により定めることが可能であり、それで十分であるとする。この方法によれば、扶養権者の生活需要が自己所得により 50% 充足される場合に、この割合は、この扶養権者を斟酌しない際に付表から算出される金額と、この扶養権者も斟酌した際に算出される金額の差額に当てはめられ、差押禁止額はこの差額の 50% につき増額されることになる。

わが国においても、使用者は、債務者の差押禁止額の算定の際に、扶養権者の所得を調査する義務はなく、その所得により差押禁止最小限度額の全部または一部が斟酌されないことを求めることは債権者のなすべきことである。

わが国では特別な規定を設ける必要はなく、民事執行法 153 条 1 項により、執行裁判所が、債権者の申立てにより、特定の扶養権者の差押禁止最小限度額の全部または一部について (それが給料債権の 4 分の 1 に相当する差押可能な範囲内での拡張に限り) 差押命令を発することにより、

債権者は、特定の扶養権者の差押禁止最小限度額の全部または一部が減縮されることによる差押範囲の拡張を申し立てる。債権者は、申立てにおいて、執行裁判所の裁判の基礎となる具体的な事実を主張しなければならない。すなわち、給料債権の額および申立て時の差押可能額、扶養権者の人数、当該扶養権者、そして自己所得の額およびその種類を供述する必要がある。扶養権者の生活需要については、通常、債権者は詳細に知ることができないことから、扶養権者が債務者と同一世帯で生活していない場合は債務者の差押禁止最小限度額を、同一世帯で生活している場合または不明な場合は最低生活費を生活需要として主張すればよいと考える。

扶養権者の所得については、債務者は財産開示により法律上の義務に基づいて扶養する者の所得を供述しなければならず (民執法 199 条・民執規 183 条 2 項)、また、わが国においても ZP0836 条 3 項と同様な債務者の報知義務を規定すべきであり、それにより義務づけられる債務者の扶養権者の人数および所得の供述によることができる。

執行裁判所は、衡平な裁量により、債務者の扶養権者が斟酌されるかどうか、あるいはどの程度斟酌されるかを裁判する。基準となるのは扶養権者の所得額であり、これが債務者の負担しなければならない扶養権者の生活の需要を充足するかどうかである。わが国においても、執行裁判所は、債権者および債務者並びに債務者に扶養される者の経済的な状況を考量しなければならず、その際には、債務者の差押禁止最小限度額および生活保護法における最低生活費が手がかりとなる。

執行裁判所は、債務者の扶養権者の所得が債務者の生活需要を充足する割合を計算し、その割合分につき差押禁止最小限度額が減縮するとして、決定において、その減縮部分である特定の扶養権者の差押禁止最小限度額の全部または一部について (それが差押可能範囲内での拡張に限り) 差押範囲を拡張する差押命令を発するということにより、

債務者が複数の勤務先から給料を得ている場合の問題

債務者が比較的少ない額の給料を複数の勤務先から得ている場合、それぞれの給料について差押禁止部分が発生し、必要以上の保護を受けてしまう。この問題は、債務者の得る複数の給料を合算し、そこから算定される給料債権の差押禁止額を債務者に確保させることにより解決することができる。しかし、実際には、複数の給料を正確に知っているのは債務者だけであるが、この債務者は合算について通常関心をもたず、また、債権者は債務者の複数の給料について一般には知らないため、債権者自身が使用者に対して合算の指示を与えることはできない。さらに、複数の使用者はお互いに面識がないこともあり、債務者の複数の給料を合算し、そこから算定される差押禁止額を債務者に帰属させることは技術的な困難をとまなう。

ドイツでは、複数の労働所得の合算につき、ZP0850 条 e 第 2 号が以下のように規定する。「複数の労働所得があるときは、執行裁判所は、申立てにより、差押えに際し合算する。差し押さえることのできない基礎額は、債務者の生計の重要な基礎をなす労働所得から最初に控除する」。

債権者は、申立てにおいて、合算を理由づける事情、とりわけ合算されるべき労働所得の存在

を主張し、資料により証明しなければならない。債権者は合算されるべき労働所得を先に差し押さえることで、第三債務者の陳述義務(ZP0840条)および債務者の報知義務(ZP0836条3項)により情報を取得することになる。また、債権者は、申立てにおいて、複数の労働所得の中から主たる給料である債務者の生計の重要な基礎をなす労働所得(ZP0850条e第2号2文)を主張・立証しなければならない。

債権者は、合算の申立てをするために、合算されるべき労働所得をすべて差し押さえる必要はない。差し押さえられていない労働所得は、差し押さえられる労働所得の差押可能額の計算のために合算されるが、これにより差し押さえられることはない。しかし、債権者が、複数の労働所得の中から債務者の生計の重要な基礎をなす労働所得(主たる給料)だけを差し押さえる場合、この労働所得から差押禁止額がすべて控除されることになれば、他の労働所得(従たる給料)には差押効が拡張されないことから、主たる給料だけを差し押さえた方が差押可能額が高額になる。したがって、債権者は従たる給料も共に差し押さえる必要がある。

執行裁判所が合算命令を発令する場合、ZP0850条e第2項は抽象的に規定されていることから、合算命令の内容については争いがある。見解の対立は、合算命令は、合算される労働所得の額および差押可能額を具体的に表示しなければならないのか、あるいは労働所得の合算を抽象的に命じ、差押禁止最小限度額が控除される労働所得を特定すればよいのか(白地式命令)、にある。差押可能額を具体的に表示する命令では、債権者が個々の労働所得の金額および債務者の扶養権者の数を主張・立証しなければならない。白地式命令では、使用者が相互に連絡を取り合い、自らが給付する労働所得の支払時期の到来前にその金額を他の使用者に伝えることで合算額について合意し、そこから差押可能額を算出することになるが、使用者に期待できない負担を要求することになる。

わが国においても、債務者が複数の給料を取得する場合は、それらを合算する必要がある。合算命令は実質的には差押命令の範囲の変更であるから、民事執行法153条により対応すべきである。債権者は、申立てにおいて、合算されるべき複数の給料債権の存在、その金額、債務者の扶養権者の数、他の債権者による差押えの有無およびその範囲を主張し、資料により証明して、差押範囲の拡張を申し立てなければならない。債権者は、債務者の財産開示により(民執法199条、同法206条)、あるいは合算されるべき給料債権を先に差し押さえ、第三債務者の陳述義務(民執法147条1項)、さらにはZP0836条3項と同様な債務者の報知義務により情報を取得することができる。

債務者が審尋により複数の給料債権の存在、扶養権者の数などを争う場合、債権者は証明しなければならない。しかし、債権者は、通常これらを詳細に知ることはできないので、主張・立証が困難であれば、執行裁判所は扶養権者などを審尋し、債務者に陳述・立証させるべきであり、これらが奏功しない場合は、債権者の主張に基づいて裁判すべきである。

わが国では、執行裁判所は、民事執行法153条1項により、給料債権の差押禁止部分について具体的に限度を示して差押命令を発令する。執行裁判所は、複数の給料債権を合算して差押禁止額を算出し、主たる給料から初めに差押禁止額を控除するなどの計算方法を示した上で、特定の給料債権について差押命令の発令を具体的な金額を表示して行うべきである。

(2) 結論

研究代表者は、ドイツ法を参考にして、わが国における差押禁止最小限度額規定の設定に際して生じる問題の検討を行った。検討により、わが国に差押禁止最小限度額規定を設定することは、執行債務者の報知義務など新しい規定が必要となるものの、大きな障害はなく、わが国に差押禁止最小限度額の規定を設定することは可能であるとの結論に至った。

もっとも、より詳細な考察が必要な点があり、今後も検討を続けていく。

最後に、給料が金融機関に振り込まれ、預金債権に転化した場合の預金債権の差押保護の問題がある。研究代表者は、以前に、債務者の申立てによらない預金債権の差押保護について、ZP0850条kの差押禁止口座を参考にして、わが国における新しい規定の骨子を提案した(内山衛次「債権執行における執行債務者の保護」シンポジウム『強制執行法制の改正問題 報告』民事訴訟雑誌65号(2019)113頁以下)。しかし、差押禁止口座の規定が2021年8月1日に変更され、それによりZP0850条kおよび同法850条lが全部改正されただけでなく、ZP0899条から同法910条において差押禁止口座に関する新たな規定が設けられたことから、ドイツ法の状況を参考に今後はこの問題も検討していく。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計0件

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 内山衛次
2. 発表標題 債権執行における執行債務者の保護
3. 学会等名 日本民事訴訟法学会
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 藤本利一・仁木恒夫・西川佳代・安西明子・濱田雄久編、李英、吉田直起、我妻学、ロイク・カディエ、張子弦、酒井博行、高原知明、濱田陽子、大江毅、渡部美由紀、名津井吉裕、酒井一、河野憲一郎、園田賢治、宮永文雄、上田竹志、山本和彦、長谷部由起子、内山衛次、森宏司	4. 発行年 2023年
2. 出版社 法律文化社	5. 総ページ数 476
3. 書名 次世代民事司法の理論と実務 池田辰夫先生古稀祝賀論文集（執行債務者の給料債権の保護 - ドイツ法を参考にして）	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------